

平成28年度 ふくい観光誘客強化事業(誘客プロモーション)助成金交付要綱

1. 趣 旨

この要綱は、福井県内への誘客と県内各地の観光振興に寄与するため、福井を特集する旅行企画の設定や記事の掲載等に対し、公益社団法人福井県観光連盟（以下、「連盟」という）が交付する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

2. 助成金の交付対象等

・助成対象者

旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）の規定に基づき、旅行業登録を受けたもの）および旅行に関する新聞・雑誌・書籍等の出版事業者とする。

・助成対象事業

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に催行される福井県を特集した旅行企画または上記期間内に出版される福井県の特集記事等のうち、以下の条件を満たすもの。具体的内容は、原則提案によるものとし、詳細は連盟との協議により決定する。

- (1) 福井県または県内観光地を特集していることが明確に分かる形で、県内に1泊以上する旅行商品を企画販売または1泊以上のモデルコースを含む特集記事を掲載すること。
- (2) 上記企画において、新規性のある観光コースまたは観光素材を紹介し、誘客を期待できる内容であること。

【旅行企画や特集記事の例】

- ・福井の専用パンフレットや誘客ツールを作成し、観光地や土産店等を掲載
- ・福井を重点的に周るツアーを作り、大きくページを割いて県内観光地等を紹介
- ・レンタカー割引キャンペーンを行い、福井県内1泊2日以上過ごすドライブルートをパンフレットに掲載
- ・県内で歴史や食、ウォーキング大会等のイベントを開催し、そのイベントに参加する1泊以上のツアーをパンフレットで大々的に募集
- ・福井への送客キャンペーンを行うにあたり、販売カウンター等で福井の観光素材と1泊2日のモデルコースを紹介するPOP等を作成し、福井を重点的にPR
- ・旅行雑誌に、福井の新たな観光素材を扱う特集記事を掲載し、1泊2日のモデルコースも掲載

3. 助成額

助成額は、1件あたり100万円を限度とし、新規性、誘客力、費用対効果等の観点から申請内容等を総合的に勘案のうえ決定するものとする。

4. 交付の申請

助成金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）を募集期間内に次の宛先に郵送しなければならない。

〒910-0003 福井県福井市松本 3-16-10 職員会館ビル1F (公社) 福井県観光連盟 誘客推進事業部 誘客プロモーション助成担当宛
--

- 2 募集期間は平成28年4月1日から平成28年12月28日までとする。ただし、本事業の予算総額に達した時点で募集を終了する。

5. 交付の決定

連盟は、助成金の交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、助成金の交付を決定し、申請した者に文書で通知する。

6. 遂行状況の報告

連盟は、助成金の交付を受けた者（以下「助成者」という。）に対し、必要があると認められるときは、助成事業の遂行の状況を報告させることができる。

- 2 前項の場合において、連盟は、助成者が提出する報告により、交付の決定の内容およびこれに附した条件に従って助成事業が遂行されていないと認めるときは、これらに従って当該助成事業を遂行するよう指示することができる。

7. 変更または中止の申請

助成者は、助成事業を大幅に変更する場合や中止する場合は、速やかに変更・中止報告書（様式第2号）を連盟に提出すること。

8. 実績報告

助成者は、助成事業完了後30日以内または平成29年3月31日のどちらか早い期日までに実績報告書（様式第3号）その他必要書類を速やかに連盟に提出しなければならない。

9. 助成金の交付

連盟は、上記の実績報告があったときは、報告書等の書類の審査を行い、不備がないことを確認した後に助成金を交付する。

10. 交付決定の取消及び返還

連盟は、助成者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、または、助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に違反したときには、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。